



2019年5月21日

各 位

株式会社ミマキエンジニアリング
代表取締役社長 池田和明
(コード番号：6638 東証第一部)
問い合わせ先 取締役経営企画本部長 清水浩司
電話番号：0268-80-0058

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年4月11日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第44期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしておりますが、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「役員の変動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、カンパニースローガン「M1000」を掲げ売上高1000億円企業を目指しております。この達成に向けて、今後も新製品開発、海外展開を図ってまいります。迅速な意思決定、監督と執行機能を明確にすることを目的として監査等委員会設置会社に移行いたします。これに関連して監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設等を行うものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2019年6月27日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は <u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～4 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は <u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条～第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役会の決議の目的事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により提案に同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べない時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

(取締役会規定)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 21 条～第 22 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役会の決議の目的事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第 29 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規定)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定および監査役会要領による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 37 条 (条文省略)

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。

第 7 章 計算

第 40 条 (条文省略)

(新設)

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準による。

(削除)

(削除)

第 6 章 会計監査人

第 31 条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。

第 7 章 計算

第 34 条 (現行どおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によ

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 <u>42</u> 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 <u>9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>43</u> 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>って定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>36</u> 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 <u>37</u> 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 当会社は、第 44 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第 44 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
---	--